

県議会における政策の立案の動き

県議会では、住民本位の立場から、独自の政策の立案を積極的に行っており、県民福祉の向上に役立つと考えられる条例の制定に議員自らが取り組んでいます。

この取組を進めた結果、平成6年から平成25年6月までで15本の政策に係る議員提出条例を制定しています。

最近における政策に係る議員提出条例には次のようなものがあります。

みえ歯と口腔の健康づくり条例 (平成24年三重県条例第42号)	H24.3.19 議決
三重県飲酒運転0をめざす条例 (平成25年三重県条例第70号)	H25.6.28 議決

また、議員提出条例については、必要に応じて検証検討を行っており、本年3月には、三重県食の安全・安心の確保に関する条例（平成20年三重県条例第33号）の一部改正を行っていますのでご紹介します。

三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部改正

本条例の経緯

平成20年に、県内をはじめ全国各地で発生した食品表示に関する問題などにより、食に対する県民の不信感が高まったことから、本条例を議員提出条例として制定しました。

今回の一部改正の経緯

昨年の秋以降、米穀の産地偽装や食材の不適切表示が発覚し、県民の方のみならず、県外から訪れる観光客の方などの食の安全と安心に対する信頼が揺らいだことから、本県議会では、本条例の調査及び検討を行うため検討会を設置し、一部改正案を取りまとめ、本年3月に全会一致で可決しました。

今回の一部改正の主な内容

食品関連事業者の責務

今回の食に関する問題に対する再発防止対策として、食品関連事業者における「法令遵守意識の向上」、「法令知識の習得」、「事業活動の適正の確保」などが重要であることから、食品関連事業者の責務として、これらの内容を盛り込んだ規定を新設しました。

事業者団体の役割

今回の食に関する問題を受け、食品関連事業者の役割として、構成員への必要な情報の提供・助言などに努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとするという規定を新設しました。

次々回の選挙から 県議会議員の 選挙区および定数が 改正されます

三重県議会議員選挙における県内の各選挙区間における一票の格差の是正を図るために、選挙区及び定数の改正を行いました。

改正された選挙区・定数は平成27年5月1日以降の一般選挙（次々回選挙）から適用されます。

平成27年4月29日任期満了に伴う三重県議会選挙（次回選挙）は現行の選挙区・定数で行われます。

県議会における課題の把握の動き

県議会では、政策課題を把握するための活動にも積極的に取り組んでいます。ここでは、その活動の一つである「みえ現場de県議会」をご紹介します。

みえ現場de県議会

県議会への理解と関心を高め、多様な県民の意見を県議会に取り入れる広聴機能を強化するため、県民を対象とした「みえ現場de県議会」を平成22年度から開催しています。

平成25年度の2回目は、「観光産業の振興」をテーマに平成26年2月7日に伊賀市のハイピア伊賀で行いました。観光産業関係者11人と県議会議員13人が参加し、観光産業が抱える課題や可能性について意見交換を行いました。主な意見を紹介します。



みえ現場de県議会の様子

観光の魅力、観光資源とは何か

- 忍者修行の体験など、その地域にある歴史や文化などを生かして観光につなげることが大事。
- 地域の人が持つ魅力を資源と考えると、やがてその人に会いに行くのが観光の目的となっていく。

地域の魅力をつなぐ～さまざまな連携を～

- 三重県は食べ物の魅力が大きい県。県の政策において農林水産部門と観光部門が情報共有してやらないと無駄だと思う。
- 県や市に求められるのはコーディネート力。

地域の魅力をどう発信し、続けていくか

- 自分達が情報発信する場を作りたい。
- 市町をまたぐものや、海外に向けての情報発信は県が率先してやっていくべき。

このような意見は所管の常任委員会にも報告され、議論の参考にしています。

現行選挙区（17）・定数（51人）

選挙区	選挙すべき議員の数
津市選挙区	7人
四日市市選挙区	7人
伊勢市選挙区	4人
松阪市選挙区	4人
桑名市・桑名郡選挙区	4人
鈴鹿市選挙区	4人
名張市選挙区	2人
尾鷲市・北牟婁郡選挙区	2人
龜山市選挙区	1人
鳥羽市選挙区	1人
熊野市・南牟婁郡選挙区	2人
いなべ市・員弁郡選挙区	2人
志摩市選挙区	2人
伊賀市選挙区	3人
三重郡選挙区	2人
多気郡選挙区	2人
度会郡選挙区	2人

改正選挙区（16）・定数（45人）

選挙区	選挙すべき議員の数
津市選挙区	7人
四日市市選挙区	7人
伊勢市選挙区	4人 → 3人
松阪市選挙区	4人
桑名市・木曽岬町	4人
鈴鹿市選挙区	4人
名張市選挙区	2人
尾鷲市・紀北町	2人 → 1人
龜山市選挙区	1人
鳥羽市・志摩市選挙区	3人 → 2人
熊野市・御浜町	2人 → 1人
いなべ市・東員町	2人
伊賀市選挙区	3人
三重郡選挙区	2人
多気町・明和町・大台町	2人 → 1人
度会町・南伊勢町	2人 → 1人

※今回の見直しにより、選挙区については鳥羽市選挙区と志摩市選挙区が合区されることになります。

また、定数については、51人から45人と6人減となります。